

感染症予防ガイドライン

東京都水泳協会の競技会におけるトレーナー活動

依然として新型コロナウイルス感染の鎮静は認められない状況にあり、今後も同様の傾向が続くことが予測されます。しかし、感染拡大が認知されてからの経過中に多くの感染予防対策が厳守されることで適切に対処すれば感染拡大を予防できることが明らかになり、スポーツをはじめ各種のイベントが再開されています。また、医療機関におけるリハビリテーション、接骨院・マッサージ・鍼灸院での施術ではセラピストが用手接触を伴い、かつある程度の時間を共有するものの、感染拡大の原因となったという事例は限定的です。

以上より、適切な感染拡大予防対策を講じた上でのトレーナー活動を妨げる理由はないと判断し、本協会主催競技会におけるトレーナー活動を一部可能とします。トレーナー活動にあたり、下記の事項を十分に確認し、トレーナーのみならず選手・監督・コーチも本ガイドラインを遵守の上、感染拡大防止に努めてください、

1. トレーナー（施術者）

- (1) トレーナーとは医療資格（理学療法士、鍼灸師、あんま・マッサージ師、柔道整復師、看護師、アスレティックトレーナーなど）を有する者に限る。（学生トレーナー等は認めない）
- (2) 1団体について複数のトレーナーを申請することは可能であるが、同時に2名以上が入場することは出来ない。

2. 事前活動申請および活動報告

- (1) トレーナー活動申請
該当競技会の開催要項または追加要項に記載の方法で提出期限内に所定のトレーナー活動申請手続きを行うこと。当日の新規受付は行わない。
- (2) 活動報告書
競技会終了後、速やかに指定のトレーナー活動報告書を提出すること。
提出先：トレーナーエリア受付カウンター
提出期限：会場退出時間まで

3. 使用物品および感染症対策関連物品の持参について

- (1) 会場内に持ち込めるトレーナーベッドは各団体1台とする。また、入場時には消毒が済んだ状態としておくこと。
- (2) タオル、トレーナー用品などの選手間での共有は禁止とする。人数分のタオルが準備できない場合は選手自身のタオルを使用する。
- (3) 消毒・除菌用品は各団体で以下を持参すること。トレーナーエリア入場の際に必須物品について大会実行委員会が確認を行い、不足がある場合は入場を認めない。

<必須用品>

- ①消毒用アルコール（濃度70%以上95%以下のエタノール）または次亜塩素酸ナトリウム（濃度0.05%）
- ②拭き取り用ペーパー
- ③ゴミ袋
- ④養生シート（ベッド設置範囲分）

<持参が望ましい用品>

- ⑤使い捨てヘッドレスト用シート
- ⑥フェイスガード

4. トレーナーエリアについて

- ①大会実行委員会が指定する場所（トレーナーエリア）を使用すること。
- ②指定の場所以外でのトレーナー活動を禁止する。会場外のテント等での活動、駐車場の車両内での活動等は行わないこと。
指定場所以外での活動を認められた場合にはトレーナーの退場を指示し、その大会期間は会場内でのトレーナー活動を認めない。
- ③他の団体と一定の距離を保ち、3密をつくらないこと。
- ④控え場所としての利用はできない。原則としてトレーナー1名および選手1名のみ
の滞在とし、対応選手以外の出入りは禁止とする。
- ⑤トレーナーエリア内での食事は禁止する。ただし、トレーナーの食事は、単独の場合に限り認める。

5. トレーナーエリアの利用について

- ①各選手対応前には十分な手指洗浄または消毒およびベッドなどの物品を消毒すること。
- ②対応時間は原則として30分程度とし、長時間の滞在は避けること。対応回数についての制限は設けない。
- ③トレーナーおよび選手はマスクの着用を必須とする。
- ④トレーナー活動は所属団体内の選手に限って許可するものとし、他団体所属選手への施術等は原則として認めない。ただし、日常的に同一環境下で活動している選手への対応はその限りではない。
- ⑤腕時計などの装飾品は可能な限り外すことが望ましい。
- ⑥選手の顔面が直接的に接触する部分には使い捨てヘッドレスト用シートを使用することが望ましい。
- ⑦使用済みの廃棄物は必ず持参したゴミ袋で密封し持ち帰ること。

6. その他

- ①本ガイドラインおよび一般的な感染症予防対策が遵守されない団体は、トレーナー活動を禁止する場合がある。
- ②大会実行委員会および運営スタッフからの指示または注意喚起があった場合は従うこと。
- ③体調不良者や不測の事態が起きた場合は救護室等に移動せず、その場で運営スタッフまたは救護員に報告し指示を仰ぐこと。

7. 大会後

大会後7日以内に「新型コロナウイルス感染症」を発症した場合、またはその疑いが生じた場合は、速やかに東京都水泳協会に報告すること。

令和2年11月1日 初版

令和3年1月19日 一部改訂

令和3年9月10日 一部改訂

令和4年2月24日 一部改訂

令和4年4月25日 一部改訂

公益財団法人東京都水泳協会医科学委員会監修

【公益財団法人東京都水泳協会】

〒150-0012 東京都渋谷区広尾1-3-18 広尾オフィスビル8F

電話 03-5422-6147（平日10時～17時）